

業務仕様書

1 目的

本書は兵庫県立但馬技術大学校の自家用電気工作物について、電気事業法及び関係法令等の定めるところに従い適正な保安管理業務を履行し、自家用電気工作物の正常かつ良好な作動状態を維持する。

2 施設の場所及び設備要領

	但馬技術大学校	但馬技術大学校寄宿舍
	豊岡市九日市上町660-5	豊岡市佐野241-1
設備容量	475KVA ・ 6,600V	150KVA ・ 6,600V

3 保安管理業務の内容

自家用電気工作物に関する保安管理業務で別添「保安管理業務書」のとおり。

- ※1 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言または協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- ※2 電気工作物の事故発生等の場合は、応急処置及び事故原因の探求に協力し再発防止につき、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- ※3 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
- ※4 高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、または高所作業を行う場合安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。
- ※5 受託者は、連絡を受けてからすみやかに当該事業場へ到着できる体制であること。
- ※7 月次・年次点検報告書及び設備の不良箇所一覧表
ただし、点検において異常が発見された事業場のうち、緊急を要する事項については速やかに報告すること。
- ※8 事故・災害時の臨時点検の対応報告
- ※9 電気工作物の保安業務に必要な届出等は受託者が遺漏なく全て行い、発注者はこれに協力するものとする。ただし、届出等に関する諸経費は業務委託料に含む。
- ※10 電気工作物の保安管理上必要な、校正された測定器具類、その他の工具備品材料、消耗品記録用紙、帳簿等は受託者が準備するものとする。
- ※11 経常保安業務以外の文書作成、設計、製図、特別の検査精密点検及び出頭研究、調査等の費用、出張交通費、日当、宿泊費その他経費、工事等の監督費等は双方協議のうえ定めるものとする。

4 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

※ただし、業務期間の終了の日までに、発注者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

※長寿命化改修工事の施工に伴い、業務内容や点検期間等について、契約書に基づき、変更契約等を行う場合があります。

保 安 管 理 業 務 書

第1条 契約の対象となる自家用電気施設

委託業務名	自家用電気工作物保安管理業務
委託業務対象事業場	兵庫県立但馬技術大学校
委託業務の履行場所	豊岡市九日市上町660-5
設備容量 非常用予備発電機	475kVA 6,600V

(委託業務内容)

第2条 乙が実施する保安管理業務は、電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下、保安業務従事者という。)が自ら実施するものとする。

2 乙が実施する委託業務は次の各号によるものとする。

(1) 乙は、保安規程の内容を確認し、保安管理の責任を果たすとともに、定期的な点検、測定及び試験等(その細目及び具体的基準は、別表「巡視、点検・測定試験基準」のとおり)を行い、その結果を記録し、甲に報告すること。また、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令(以下、技術基準という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。

(2) 乙は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは関西電力(株)等より通知を受けたときは、事故・故障の原因を探求し、応急措置(現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等)の指示又は助言を行い状況に応じて臨時点検を行い、再発防止のためとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。

(3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(4) 契約施設における電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行うこと。

(5) 契約施設における電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。

(6) 契約施設における電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別表「巡視、点検・測定試験基準」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、そのとるべき措置について甲に報告すること。

3 前項の規定にかかわらず、乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されるものに限り、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物。

①建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防設備等又は特殊消防用設備等

③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有するものによる調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

(2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物。

①立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)

②情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

③衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)

④機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)

⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物。

(4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物。

4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

(不安全施設に関する措置等)

第3条 甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとする。

2 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、甲の負担にて改修するものとする。

(点検の頻度と監視装置)

第4条 第2条第2項に定める乙が定期的に行う点検内容は別表「巡視・点検・測定試験基準」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

ただし、年次点検Ⅰ及びⅡには月次点検が、また、年次点検Ⅱには年次点検Ⅰが含まれる。

(1) 月次点検 隔月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)

(2) 年次点検Ⅰ 毎年1回

(3) 年次点検Ⅱ 3年1回

(4) 臨時点検 必要の都度

(5) 竣工検査 必要の都度

2 上記点検のほか、甲に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は電気管理技術者等としての観点から点検を行うものとする。

3 乙の設置する低圧絶縁監視装置(以下「監視装置」といいます。)は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に移動するよう保守を行うものとする。

(2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。

(3) 乙は監視装置が警報基準(設定の上限値を50mA とする。)以上の漏えい電流が発生している警報(以下「漏えい警報」といいます。)を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとする。

(4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとする。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。

(5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。

(解除等)

第5条 この契約は次の各号のいずれかに該当するとき、その効力を失うものとする。

(1) 電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気主任技術者を選任しないことについての承認が得られないとき、または承認が取消となったとき

(2) 発電所出力が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する出力以上又は需要設備の受電電圧が7,000Vを超えるものとなったとき

(3) 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき

(4) この契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となったとき

(5) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき

(6) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となったとき

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その相手方当事者は催告の上、1箇月後にこの契約を解除できるものとする。なお、催告は口頭による通知又は文書の郵送により行うこととする。

(1) 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に基づく義務に違反し、この契約に定める保安管理業務等の実施ができないと認められたとき(ただし、第2項及び第3項の内容を除く)

(2) 甲が手数料の支払いを遅滞したとき

(3) 甲がこの契約の第5条に定める事項について誠意をもって実施しないとき

(4) 甲が、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合していない箇所の改修を、乙の指導、助言後も長期間改修せずに放置したとき

3 保安規程で定める年次点検実施後に締結する「重要事項確認書」について、甲が締結に応じず、年次点検が実施できないまま、前回年次点検実施月から15箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとする。

4 保安規程で定める年次点検について、甲が乙に対して協力を行わず、年次点検が実施されないまま、最新の「重要事項確認書」に定める「年次点検計画月」の3箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとする。

(届出等)

第6条 本契約解除の際は、甲が提出する後任者選任に関する届出書、若しくは、乙を不要とする届出書を中部近畿産業保安監督部長にすみやかに提出するものとする。

2 この契約が有効である間は、乙は、本契約に基づく責任と義務を有するものとし、後任者に対する引き継ぎは完全に了することを要する。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 乙は、第2条第1項に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲の求めに応じ提示しなければならない。

3 乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者を明確にするため、乙は、前各号で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに書面をもつて甲に知らせ、甲は面接等により本人の確認を行うものとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとする。

6 保安業務担当者は、疾病等により、この委託業務を遂行しがたい時は、6ヶ月以内の期間に限って、甲が承認できる電気管理技術者をもつて代行させることができる。(以下「代行者」という。)

7 代行者は、本契約に規定する保安業務担当者の責任と義務をすべて遵守するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 甲は、乙との連絡についての責任を持つとともに常時電気工作物の取り扱いを担当する者(以下「連絡責任者」という。)を指名して、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち会わせるものとする。

5 連絡責任者は、異常事故、非常災害等の場合には、迅速に乙と連絡し、その指示及び指導を受けなければならない。

6 連絡責任者は、非常時の応急の措置、送電の停止、各機器の操作、連絡先及びその順位、連絡方法につき、予め乙の指導を受け、かつ、その詳細を見やすいところに掲示するとともに、非常時に対処するため訓練を受けておかなければならない。

7 甲は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

8 乙は、常に所在を明らかにし、甲と常に密接な連絡を保ち、事故発生時には直ちに甲の施設に赴き、復旧その他の前後措置を迅速に処理して、停止時間の短縮に努力するばかりでなく、関係方面に対する通報連絡、速報、詳細等に至るまで遺漏のないようにしなければならない。

(甲及び乙の協力及び義務)

第7条 甲は、乙の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重し、速やかに必要な処置をとるものとする。

2 甲は、乙と協議の上、次の事項を立案決定するものとする。

法令に基づいて関係省庁に提出するため作成する電気工作物の保安に関する書類

(2) 電気工作物の安全な運用を確保するために行う補修工事の計画

(3) 電気工作物の工事、維持または運用に関する巡視、点検及び測定試験の年度実施計画の作成

(4) 平常時及び異常時における遮断器、開閉器その他機器の操作手順及び運転方法の策定

(5) 非常災害、その他の災害に備えて、適切な措置をとり得る保安体制の整備

3 甲は、乙の意見を求めて、次の事項を決定し、または実施するものとする。

(1) 電気工作物に係る保安上の重要事項

(2) 甲の職員に対する電気工作物に関する保安教育及び非常災害時における措置の演習訓練

(3) 甲が立案する電気工作物の設置、改造等の工事計画の保安に関する事項

4 電気工作物の保安管理上必要な危険の表示、その他危害防止に関する表示等は乙が企画し、その実施は甲と乙

が協力して行うこととする。

5 乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。

(記録)

第8条 保安規程に定める諸記録は、乙がこれを調整整理し、甲(又は甲の指名する者)に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の記録を確認し、3年間保存するものとする。

(通知義務)

第9条 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちに乙に連絡するものとする。

(立入、機密の保持)

第10条 乙は、その職務を行うため随時甲の施設内に立ち入ることができるものとする。

ただし、甲がその職員に関して規定している服務規律を乙も尊重しなければならない。

2 乙は、甲の都合等によって立ち入りできない場所がある場合は甲に点検方法を指導する。その点検結果について乙が点検を行う必要を認めた場合は、甲は乙の立ち入りについて措置をおこなうものとする。

(本館)

巡視、点検及び測定・試験の基準

[別表]

設 備		点検項目	工事期間 中の巡視、 点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回] *1	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 [*] ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
設 備		点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]*1	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視 *2			低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
保護継電器の動作試験				△	○	
				△	△	
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については協議により定める。

5 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施する。また、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。

6 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無(サーモラベルによる過熱の判定を含む)、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

7 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

8 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

9 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

10 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

11 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。

12 10⁺ボルトによる絶縁抵抗測定は、6⁺ボルトの高圧設備に対して適用する。

13 点検・測定試験のための執務時間は、各項目について点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

14 年次点検にかかる点検・測定項目のうち△印のものについて、信頼性が高くかつ、同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。この場合、「信頼性が高い」及び「同等と認められる点検」とは次のとおりとする。

(1)「信頼性が高い」とは、経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないものをいう。

(2)「同等と認められる点検」とは、上記(1)の要件を満たしていることを確認するとともに、次の①～⑤に掲げる項目と同等と認められることの点検、その他必要に応じた測定、試験を行うこととする。

①低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

②接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈に規定された値以下であること。

③継電器の動作特性試験及び継電器と遮断器の連動動作特性試験の結果が正常であること。

④非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電設備の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

⑤蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

15 定期点検時には、上記「巡視・点検・測定試験基準」に記載の点検のほか、甲に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は乙の観点から点検を行うこと。

16 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。

17 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

(*)1平成15年経済産業省告示第249号第4条の7に規定する要件を満たし、かつ第4条の8に規定する要件を満たす絶縁状態の的確な監視が可能な装置を受託者において設置する場合は、隔月1回とする。

(*)2装置が設置されない場合、または設備容量100kVA以下の施設については、項目削除とする。

(*)3「信頼が高い」設備条件に該当しない場合は、1年に1回以上実施するものとし、14を削除すること。「同等と認められる点検」を1年1回以上し、その結果が良好なときに、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とする場合は、中部近畿産業保安監督部への提出時に要件を満たすことが確認できる書類の添付が必要。

保 安 管 理 業 務 書

第1条 契約の対象となる自家用電気施設

委託業務名	自家用電気工作物保安管理業務
委託業務対象事業場	兵庫県立但馬技術大学校 寄宿舍
委託業務の履行場所	豊岡市佐野 241-1
設備容量 非常用予備発電機	150kVA 6,600V

(委託業務内容)

第2条 乙が実施する保安管理業務は、電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下、保安業務従事者という。)が自ら実施するものとする。

2 乙が実施する委託業務は次の各号によるものとする。

(1) 乙は、保安規程の内容を確認し、保安管理の責任を果たすとともに、定期的な点検、測定及び試験等(その細目及び具体的基準は、別表「巡視、点検・測定試験基準」のとおり)を行い、その結果を記録し、甲に報告すること。また、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令(以下、技術基準という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。

(2) 乙は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは関西電力(株)等より通知を受けたときは、事故・故障の原因を探求し、応急措置(現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等)の指示又は助言を行い状況に応じて臨時点検を行い、再発防止のためとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。

(3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(4) 契約施設における電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行うこと。

(5) 契約施設における電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。

(6) 契約施設における電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別表「巡視、点検・測定試験基準」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、そのとるべき措置について甲に報告すること。

3 前項の規定にかかわらず、乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されるものに限り、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物。

①建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防設備等又は特殊消防用設備等

③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有するものによる調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

(2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物。

①立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)

②情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

③衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)

④機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)

⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物。

(4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物。

4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

(不安全施設に関する措置等)

第3条 甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとする。

2 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、甲の負担にて改修するものとする。

(点検の頻度と監視装置)

第4条 第2条第2項に定める乙が定期的に行う点検内容は別表「巡視・点検・測定試験基準」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

ただし、年次点検Ⅰ及びⅡには月次点検が、また、年次点検Ⅱには年次点検Ⅰが含まれる。

(1) 月次点検 隔月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)

(2) 年次点検Ⅰ 毎年1回

(3) 年次点検Ⅱ 3年1回

(4) 臨時点検 必要の都度

(5) 竣工検査 必要の都度

2 上記点検のほか、甲に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は電気管理技術者等としての観点から点検を行うものとする。

3 乙の設置する低圧絶縁監視装置(以下「監視装置」といいます。)は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に移動するよう保守を行うものとする。

(2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。

(3) 乙は監視装置が警報基準(設定の上限値を50mA とする。)以上の漏えい電流が発生している警報(以下「漏えい警報」といいます。)を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとする。

(4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとする。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。

(5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。

(解除等)

第5条 この契約は次の各号のいずれかに該当するとき、その効力を失うものとする。

(1) 電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気主任技術者を選任しないことについての承認が得られないとき、または承認が取消となったとき

(2) 発電所出力が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する出力以上又は需要設備の受電電圧が7,000Vを超えるものとなったとき

(3) 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき

(4) この契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となったとき

(5) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき

(6) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となったとき

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その相手方当事者は催告の上、1箇月後にこの契約を解除できるものとする。なお、催告は口頭による通知又は文書の郵送により行うこととする。

(1) 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に基づく義務に違反し、この契約に定める保安管理業務等の実施ができないと認められたとき(ただし、第2項及び第3項の内容を除く)

(2) 甲が手数料の支払いを遅滞したとき

(3) 甲がこの契約の第5条に定める事項について誠意をもって実施しないとき

(4) 甲が、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合していない箇所の改修を、乙の指導、助言後も長期間改修せずに放置したとき

3 保安規程で定める年次点検実施後に締結する「重要事項確認書」について、甲が締結に応じず、年次点検が実施できないまま、前回年次点検実施月から15箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとする。

4 保安規程で定める年次点検について、甲が乙に対して協力を行わず、年次点検が実施されないまま、最新の「重要事項確認書」に定める「年次点検計画月」の3箇月後の月末日を迎えた場合は、自動的に本契約は失効するものとする。

(届出等)

第6条 本契約解除の際は、甲が提出する後任者選任に関する届出書、若しくは、乙を不要とする届出書を中部近畿産業保安監督長にすみやかに提出するものとする。

2 この契約が有効である間は、乙は、本契約に基づく責任と義務を有するものとし、後任者に対する引き継ぎは完全に了することを要する。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 乙は、第2条第1項に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲の求めに応じ提示しなければならない。

3 乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者を明確にするため、乙は、前各号で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに書面をもつて甲に知らせ、甲は面接等により本人の確認を行うものとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとする。

6 保安業務担当者は、疾病等により、この委託業務を遂行しがたい時は、6ヶ月以内の期間に限って、甲が承認できる電気管理技術者をもつて代行させることができる。(以下「代行者」という。)

7 代行者は、本契約に規定する保安業務担当者の責任と義務をすべて遵守するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 甲は、乙との連絡についての責任を持つとともに常時電気工作物の取り扱いを担当する者(以下「連絡責任者」という。)を指名して、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち会わせるものとする。

5 連絡責任者は、異常事故、非常災害等の場合には、迅速に乙と連絡し、その指示及び指導を受けなければならない。

6 連絡責任者は、非常時の応急の措置、送電の停止、各機器の操作、連絡先及びその順位、連絡方法につき、予め乙の指導を受け、かつ、その詳細を見やすいところに掲示するとともに、非常時に対処するため訓練を受けておかなければならない。

7 甲は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

8 乙は、常に所在を明らかにし、甲と常に密接な連絡を保ち、事故発生時には直ちに甲の施設に赴き、復旧その他の前後措置を迅速に処理して、停止時間の短縮に努力するばかりでなく、関係方面に対する通報連絡、速報、詳細等に至るまで遺漏のないようにしなければならない。

(甲及び乙の協力及び義務)

第7条 甲は、乙の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重し、速やかに必要な処置をとるものとする。

2 甲は、乙と協議の上、次の事項を立案決定するものとする。

法令に基づいて関係省庁に提出するため作成する電気工作物の保安に関する書類

(2) 電気工作物の安全な運用を確保するために行う補修工事の計画

(3) 電気工作物の工事、維持または運用に関する巡視、点検及び測定試験の年度実施計画の作成

(4) 平常時及び異常時における遮断器、開閉器その他機器の操作手順及び運転方法の策定

(5) 非常災害、その他の災害に備えて、適切な措置をとり得る保安体制の整備

3 甲は、乙の意見を求めて、次の事項を決定し、または実施するものとする。

(1) 電気工作物に係る保安上の重要事項

(2) 甲の職員に対する電気工作物に関する保安教育及び非常災害時における措置の演習訓練

(3) 甲が立案する電気工作物の設置、改造等の工事計画の保安に関する事項

4 電気工作物の保安管理上必要な危険の表示、その他危害防止に関する表示等は乙が企画し、その実施は甲と乙

が協力して行うこととする。

5 乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。

(記録)

第8条 保安規程に定める諸記録は、乙がこれを調整整理し、甲(又は甲の指名する者)に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の記録を確認し、3年間保存するものとする。

(通知義務)

第9条 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちに乙に連絡するものとする。

(立入、機密の保持)

第10条 乙は、その職務を行うため随時甲の施設内に立ち入ることができるものとする。

ただし、甲がその職員に関して規定している服務規律を乙も尊重しなければならない。

2 乙は、甲の都合等によって立ち入りできない場所がある場合は甲に点検方法を指導する。その点検結果について乙が点検を行う必要を認めた場合は、甲は乙の立ち入りについて措置をおこなうものとする。

(寄宿舎)

巡視、点検及び測定・試験の基準

[別表]

設 備		点検項目	工事期間 中の巡視、 点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回] *1	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

構造物		受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
設 備			点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]*1	年次点検 [毎年1回]	
						年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
絶縁状態監視 *2				低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○	
		電圧測定		○	○	○	
		比重測定			○	○	
		液温測定			○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○	
		始動・停止試験		○	○	○	
		保護継電器の動作試験			△	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○	
		保護継電器の動作試験			△	○	
					△	△	
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○	

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については協議により定める。

5 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施する。また、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。

6 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無(サーモラベルによる過熱の判定を含む)、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

7 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

8 絶縁油の酸価試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

9 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

10 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

11 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。

12 10⁺ボルトによる絶縁抵抗測定は、6⁺ボルトの高圧設備に対して適用する。

13 点検・測定試験のための執務時間は、各項目について点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

14 年次点検にかかる点検・測定項目のうち△印のものについて、信頼性が高くかつ、同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。この場合、「信頼性が高い」及び「同等と認められる点検」とは次のとおりとする。

(1)「信頼性が高い」とは、経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないものをいう。

(2)「同等と認められる点検」とは、上記(1)の要件を満たしていることを確認するとともに、次の①～⑤に掲げる項目と同等と認められることの点検、その他必要に応じた測定、試験を行うこととする。

①低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

②接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈に規定された値以下であること。

③継電器の動作特性試験及び継電器と遮断器の連動動作特性試験の結果が正常であること。

④非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電設備の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

⑤蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

15 定期点検時には、上記「巡視・点検・測定試験基準」に記載の点検のほか、甲に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は乙の観点から点検を行うこと。

16 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。

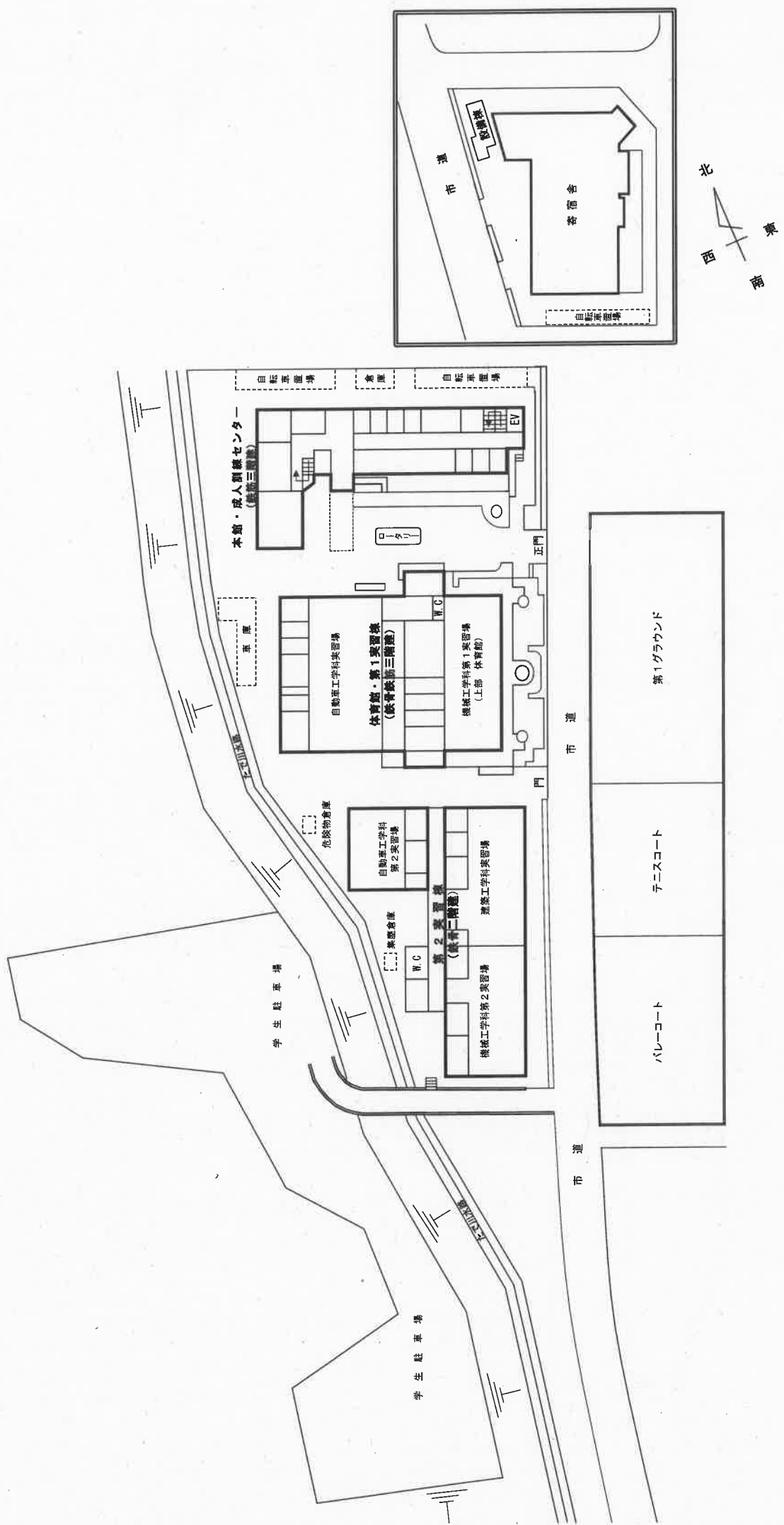
17 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

(*)1平成15年経済産業省告示第249号第4条の7に規定する要件を満たし、かつ第4条の8に規定する要件を満たす絶縁状態の的確な監視が可能な装置を受託者において設置する場合は、隔月1回とする。

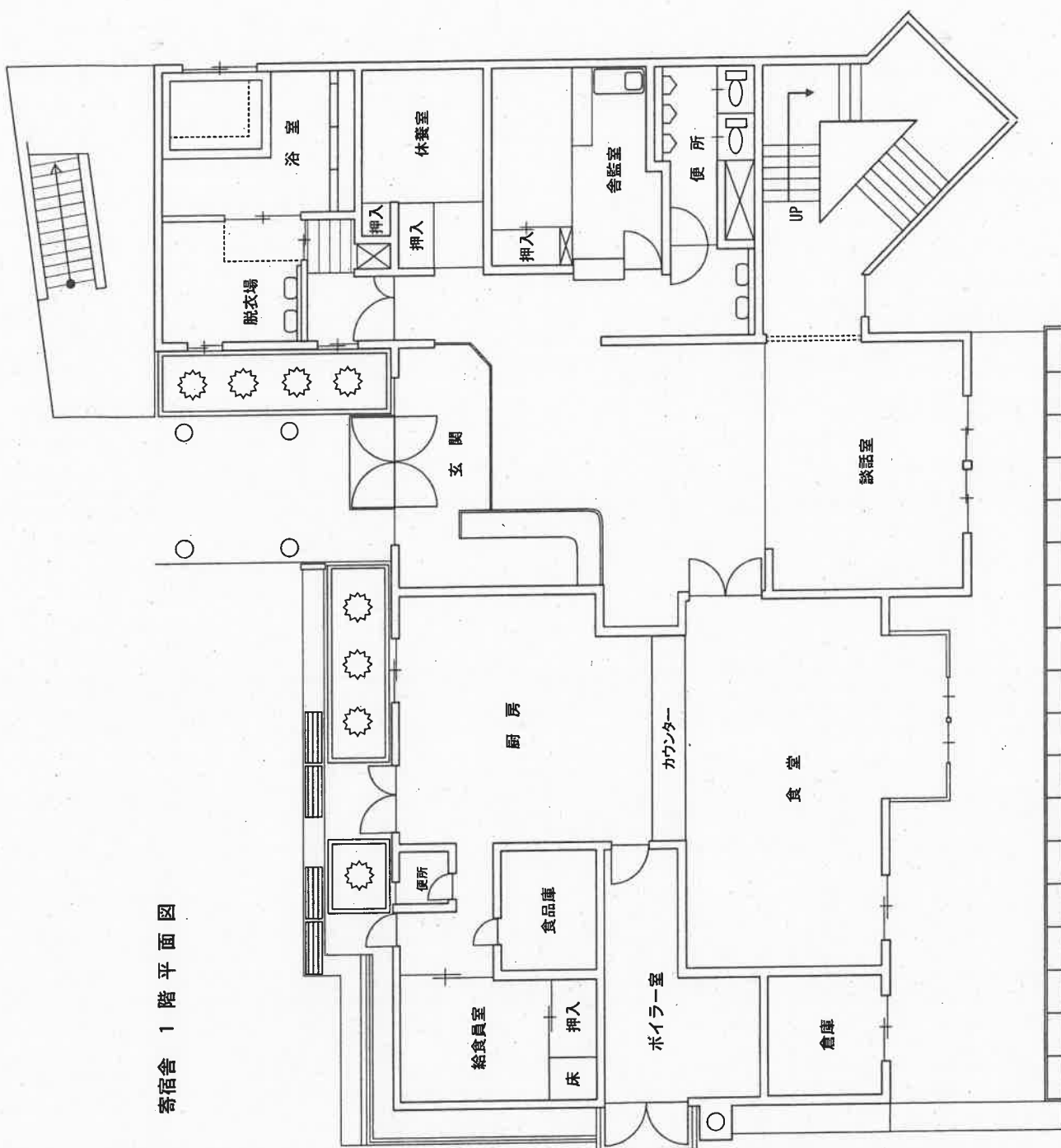
(*)2装置が設置されない場合、または設備容量100kVA以下の施設については、項目削除とする。

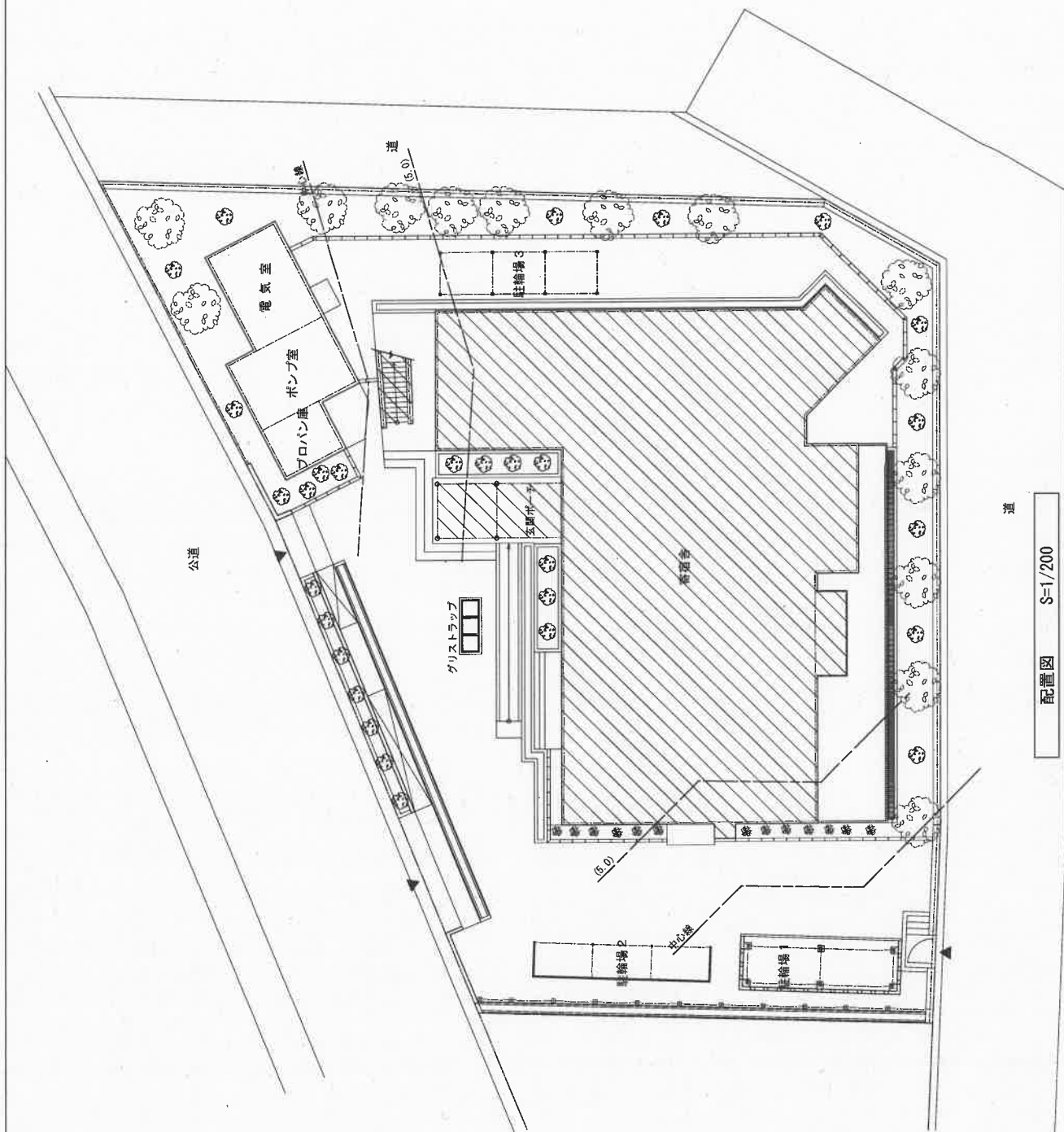
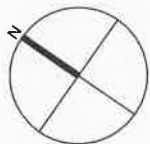
(*)3「信頼が高い」設備条件に該当しない場合は、1年に1回以上実施するものとし、14を削除すること。「同等と認められる点検」を1年1回以上し、その結果が良好なときに、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とする場合は、中部近畿産業保安監督部への提出時に要件を満たすことが確認できる書類の添付が必要。

建物配置図



宿舍 1 階平面図





配置図 S-1/200